

「長時間労働是正」街頭アンケート

愛知県下5カ所、総回答数498名 4月22日・23日調べ

クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

私たち・子どもたちの未来のために、  
いっしょに声をあげましょう!

働くみなさんの声を、  
愛知県下5カ所で  
聞きました!



その1 暮らし、苦しくなっていませんか?

実は、だんだん日本の経済成長がにぶってきたって知ってる?

その2 仕事、きちんと報われていますか?

残業がますます増えたり、お金さえ払えば解雇できるようになる  
かもしれないって知ってる?

その3 老後や子育て、不安はありませんか?

介護が必要なお年寄りが増えているけど、介護の担い手が足りな  
くなって知ってる?

その4 いまの政策、働く人が主役ですか?

みんなが選んだ政治家、ちゃんと働く人の暮らし考えてくれる  
かな?

クラシノソコアゲ応援団

みんなの声を力に! 連合は働くあなたを応援します

Q1

1日8時間、週40時間を超えて  
働くことはありますか?

はい、あります

YES  
54%

いいえ、ありません

NO  
46%

A

法律で定められている労働時間  
の上限は、1日8時間、週40時間  
です。

法定労働時間

40時間/週  
8時間/日

Q2

「36協定」をご存知ですか?

はい、知っています

YES  
72.8%

いいえ、知りません

NO  
27.2%

A

36協定とは、「時間外・休日労働に  
関する協定」のこと。労働基準法第  
36条に規定されていることから  
36（さぶろく）協定と呼ばれています。

さぶろくきょうてい  
36協定  
法定労働時間を延長して  
働く場合は、労働協定の  
締結・届出が必要

Q3

「勤務間インターバル規制」  
をご存知ですか?

はい、知っています

YES  
30.3%

いいえ、知りません

NO  
69.7%

A

勤務間インターバルとは、健康確保とワーク・ライフ・  
バランスの実現のために、勤務終了後、次の勤務まで  
に一定の休息時間を確保する制度です。

Q4

有給休暇は取りたいとき  
に取れますか?

はい、取れます

YES  
69.2%

いいえ、取れません

NO  
30.8%

A

年次有給休暇は、労働者の申し出により  
いつでも理由を問わず取得できます。

クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!

RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。



いこうよ れんごうに  
0120-154-052

なんでも労働相談ダイヤル



連合愛知

連合愛知は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて取り組んでいます。

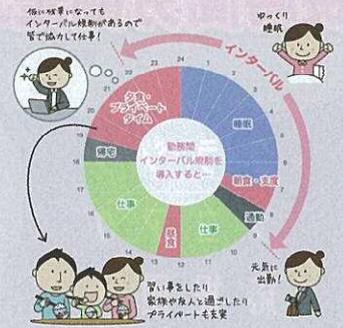
# 連合が求める長時間労働是正策

## 労働時間の量的上限規制の導入

- 告示に留まっている「時間外労働限度基準」を法律に格上げし、特別条項付き 36 協定を適用する場合における上限時間規制の法定化
- 適用除外されている業務（工作物の建設等の事業・自動車の運転業務など）を同基準へ適用
- 36 協定未締結、36 協定で定める限度時間を超える時間外労働をさせた場合の罰則強化
- 36 協定の締結主体のうち、過半数代表者の選出方法等の厳格化・適正化

## 休息时间（勤務間インターバル）規制

十分な睡眠時間と生活時間を考慮して、「休息时间（勤務間インターバル）」は 24 時間につき原則連続 11 時間を保障



## 実労働時間の把握

どのような労働時間制度の適用であっても、使用者の安全配慮義務の観点から「実労働時間の把握」が必要



# 「働き方改革実現会議」における実行計画

労使合意を踏まえた実行計画は、今後、労働政策審議会において労働基準法改正に向けた審議が行われ、国会に上程される予定です。

## 新たな仕組み

- 労働基準法での原則的な労働時間の上限  
1 日 8 時間・1 週 40 時間  
【労働基準法 第 32 条：法定労働時間】
- 原則／時間外労働の上限規制は、  
月 45 時間、年 360 時間
- 長時間労働の是正



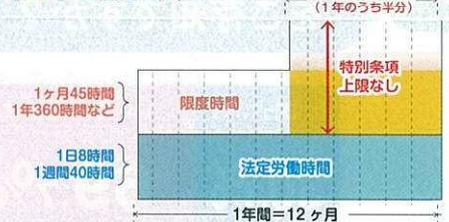
【表 1】時間外労働の上限規制

特別条項を結べば可能	時間外労働 (1ヶ月あたり)	時間外休日 (1ヶ月あたり)	3月13日 労使合意を受け、 3月17日 時間外労働の上限規制等について政務使提案
100	100		例外 / 一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合 (①~④)
80	80		③ 休日労働を含んで、1 月 100 時間未満とする
60	60		② 休日労働を含んで、2 カ月ないし 6 カ月平均は 80 時間 (※1) 以内
45	45		① 年間の時間外労働は月平均 60 時間 (年間 720 時間) 以内
			④ 月 45 時間を超える時間外労働は年半分を超えない

(※1) 2 カ月ないし 6 カ月平均 80 時間以内とは、2 カ月、3 カ月、4 カ月、5 カ月、6 カ月のいずれにおいても月平均 80 時間を超えないことを意味します。

1. 労働時間の量的上限規制の導入  
時間外労働の上限規制は、月 45 時間、年 360 時間。  
ただし、一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限については【表 1】時間外労働の上限規制を確認ください。
2. さらに、現行省令で定める 36 協定の必須記載事項として、  
月 45 時間を超えて時間外労働した者に対する健康・福祉確保措置内容を追加するとともに、特別条項付き 36 協定を締結する際の様式等を定める指針に時間外労働の削減に向けた労使の自主的な努力規定を盛り込む。

【表 2】36 協定の仕組み



時間外労働の上限規制は、「これ以上働かせてはいけません」というものです。誤解しないで！



「ここまで働かせてもよい」「ここまで働いてもよい」ものではありません！



# 時間外労働の上限規制に関する労使合意

連合（日本労働組合総連合会）と日本経団連（日本経済団体連合会）は、働き方改革を強力に推し進め、長時間労働に依存した企業文化や職場風土の抜本的な見直しを図ることで、過労死・過労自殺ゼロの実現と、女性や若者、高齢者など多様な人材が活躍できる社会の構築に取り組み、罰則付き時間外労働の上限規制導入に合意しました。その際には、労働組合に属さない労働者の保護や中小・零細企業の対応可能性なども考慮しました。